

## 金融機関向け IFRS ニュース 2022 年 3 月

上記をクリックで、トーマツの HP へ

デロイトが発信する [IAS Plus](#) の情報等のうち、特に金融機関に関連性の高い情報（IFRS 関連に加え、日本基準や USGAAP 関連であっても関心が高そうな情報を含む）を日本語で集約しております。なお、公式の翻訳ではありませんので、参考情報としてご活用ください。時制は、各記事の掲載時点のものとなります。本文中の団体・組織名の略称については、末尾の [< 凡例 >](#) をご参照ください。

### < 今月のハイライト >

#### ◆全般

##### ■ [ロシア・ウクライナ戦争に関する財務報告上の考慮すべき重要な影響についての解説](#)

2022 年 2 月 24 日以降、東欧の地政学的情勢が緊迫し、ロシア・ウクライナ戦争が継続される中で、マクロ経済に広範な影響があることから企業にとっても財務報告上の影響について考慮する必要があります。DTT による『IFRS in Focus – ロシア・ウクライナ戦争に関する財務報告の検討事項』では、これらを解説するとともに、金融機関の投資先が受ける影響についても触れています。

#### ◆サステナビリティ

##### □ 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によるサステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項及び気候関連開示に関する公開草案の公表

ISSB は、公開草案 IFRS サステナビリティ開示基準 [IFRS 第 S1 号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項」](#)（全 52 ページ）及び [IFRS 第 S2 号「気候関連開示」](#)（全 60 ページ）を公表しました（コメント期限：2022 年 7 月 29 日）。これらの公開草案は、2021 年 11 月に技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）によって提案され IFRS 財団から公表されたプロトタイプに基づいて作成されたものです。

### < 今月の記事一覧 >

カテゴリ	発信元 (※1)	記事のタイトル	ハイライト (※2)
サステナビリティ	【ISSB】	<a href="#">国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）はサステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項の公開草案を公表しました。</a>	<input type="checkbox"/>
		<a href="#">国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は気候関連開示に関する公開草案を公表しました。</a>	<input type="checkbox"/>

保険契約	【DTT】	<a href="#">『オーストラリアにおける保険ソルベンシー規制と IFRS17 の調和に向けた取り組み』が掲載されました。</a>	
暗号資産	【ASBJ】	<a href="#">「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の公表</a>	
		<a href="#">実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の公表</a>	
無形資産	【AASB】	<a href="#">「無形資産：開示の改善による財務諸表情報ギャップの削減」が公表されました。</a>	
全般	【DTT】	<a href="#">『IFRS in Focus – ロシア・ウクライナ戦争に関する財務報告の検討事項』が掲載されました。</a>	■
会議	【IASB】	<a href="#">2022 年 3 月の IASB 会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>	
	【IFRS IC】	<a href="#">2022 年 3 月の IFRS 解釈指針委員会会議の議事メモ（DTT 作成）が掲載されました。</a>	
ワーク・プラン	【IASB】	<a href="#">IASB がワーク・プランを更新しました – 変更点の分析（2022 年 3 月の会議）</a>	
コンバー ジェンス	【ASBJ】	<a href="#">現在開発中の会計基準に関する今後の計画が改訂されました。</a>	
		<a href="#">第 44 回基準諮問会議の議事概要が公表されました。</a>	
その他	【ASBJ】	<a href="#">改正実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されました。</a>	

※1 発信元の正式名称は末尾の<凡例>をご参照ください。

※2 <今月のハイライト>で個別に取り上げた記事を■で、1つのテーマで紹介した複数記事を□で示しています。

## < 記事本文 >

### ◆サステナビリティ

(2022 年 3 月 31 日)

[【ISSB】国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）はサステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項の公開草案を公表しました。](#)

ISSB は、公開草案 IFRS サステナビリティ開示基準 IFRS 第 S1 号「サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的要求事項」（全 52 ページ）を公表しました（コメント期限：2022 年 7 月 29 日）。

公開草案は、2021 年 11 月に技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）によって提案され IFRS 財団から公表されたプロトタイプに基づいて作成されたものであり、見出しの一部変更や定義の強化等の変更が加えられ、主に下記の観点を含んでいます。

- 目的
- 範囲
- 中心となる内容
- 一般的特性
- 報告企業
- 結合された情報

- 適正な表示
- 重要性
- 比較情報
- 報告の頻度
- 情報の場所
- 見積り及び結果の不確実性の発生要因
- 誤謬
- 準拠性の記述

掲載記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

プレス・リリースは[こちら](#)（IFRS 財団のウェブサイト）

公開草案は[こちら](#)（同上）

プレス・リリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2022 年 3 月 31 日）

[【ISSB】国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は気候関連開示に関する公開草案を公表しました。](#)

ISSB は、公開草案 IFRS サステナビリティ開示基準 IFRS 第 S2 号「気候関連開示」（全 60 ページ）を公表しました（コメント期限：2022 年 7 月 29 日）。

公開草案は、2021 年 11 月に技術的準備ワーキンググループ（Technical Readiness Working Group：TRWG）によって提案され IFRS 財団から公表されたプロトタイプに基づいて作成され、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言における 4 本の柱（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標及び目標）の内容を中心に構成されています。本公開草案では、その特定性及び明確性の改善のために、特定の法域に参照していた指標の国際化の考慮等の変更が加えられ、主に以下の観点を含んでいます。

- 目的
- 範囲
- ガバナンス
- 戦略
- リスク管理
- 指標及び目標

掲載記事の日本語訳は[こちら](#)（トーマツのウェブサイト）

プレス・リリースは[こちら](#)（IFRS 財団のウェブサイト）

公開草案は[こちら](#)（同上）

プレス・リリースの日本語訳は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆保険契約

（2022 年 3 月 14 日）

[【DTT】『オーストラリアにおける保険ソルベンシー規制と IFRS17 の調和に向けた取り組み』が掲載されました。](#)

トーマツによる当記事（全 14 ページ）では、オーストラリアの保険会社に対するソルベンシー規制と AASB17（IFRS 第 17 号「保険契約」に相当する会計基準）とを可能な範囲で調和させる取り組みについて、オーストラリアの保険監督当局である健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority：APRA）及び業界それぞれの見解を紹介するとともに、日本へのインプリケーションを議論しています。加えて、欧州におけるソルベンシー規制（ソルベンシーII）と IFRS 第 17 号との関係にかかる検討も踏まえ、金融庁が開発中の経済価値ベースのソルベンシー規制と保険会計との関係や主要な経営指標（KPIs）のあり方なども考察しています。

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆暗号資産

（2022 年 3 月 15 日）

[【ASBJ】「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の公表](#)

ASBJ は、3 月 15 日に「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表しました。本論点整理は、金融商品取引法上の電子記録移転権利又は「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号。以下「資金決済法」という。）における暗号資産に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る取引に関する会計基準を整備していく一環として、関連する論点を示し、基準開発の時期及び基準開発を行う場合に扱うべき会計上の論点について関係者からの意見を募集することを目的としています（コメント期限 6 月 8 日）。

ASBJ では、本論点整理の公表後、本論点整理に寄せられる意見等を参考に、会計基準の整備に向けた検討を行っていくことを予定しています。

論点整理の概要は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2022 年 3 月 15 日）

[【ASBJ】実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」の公表](#)

ASBJ は、3 月 15 日に「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」を公表しました。本公開草案は、金商業等府令第 1 条第 4 項第 17 号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象としています（コメント期限 6 月 8 日）。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、一部の論点については本公開草案では取り扱わず、別記事の「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の中で関係者からの意見を募集し、そこの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を判断することとしています。

本公開草案の概要等は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

## ◆無形資産

(2022年3月10日)

[【AASB】「無形資産：開示の改善による財務諸表情報ギャップの削減」が公表されました。](#)

オーストラリア会計基準審議会（AASB）は、無形資産に係る財務報告の有用性についての議論を促進することを目的として、スタッフ・ペーパー「無形資産：開示の改善による財務諸表情報ギャップの削減」（全 105 ページ）を公表しました。財務諸表に認識されていない自己創設無形資産に関する開示に焦点を当て、費用と便益を考慮した上で、無形資産に関連する財務報告の情報ギャップに対する解決策を考察しています。

AASB のスタッフ・ペーパーは[こちら](#)（AASB のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆全般

(2022年3月17日)

[【DTT】『IFRS in Focus – ロシア・ウクライナ戦争に関する財務報告の検討事項』が掲載されました。](#)

デロイトが発行した当ニュースレター（全 26 ページ）は、財務報告に対するロシア・ウクライナ戦争の主要な影響のうち、企業が考慮すべき重要な影響を説明しています。マクロ経済へのより広範な影響のために、世界的に多くの企業が特定の会計及び財務報告事項に対する戦争の影響を考慮する必要があると考えられ、その範囲には金融機関の投資先が受ける影響が含まれません。

当ニュースレターの原文は[こちら](#)（デロイトのウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆会議

(2022年3月28日)

[【IASB】2022年3月のIASB会議の議事メモ（DTT作成）が掲載されました。](#)

2022年3月22日から24日にかけて開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました。

### ■ [資本の特徴を有する金融商品](#)

（暫定決定事項なし）

- IAS 第 32 号「金融商品：表示」には、金融負債と資本性金融商品との間の分類変更に関する一般的な要求事項はなく、契約が変更された場合に、当初認識から金融商品の分類を再評価することが要求されているかどうかは明確ではありません。

- IASB は、分類変更を要求する場合、どの程度の頻度で分類変更を評価すべきか等について議論しましたが、さらなる分析が必要であると結論づけました。

#### ■ [IFRS 第 9 号の適用後レビュー](#)

(暫定決定事項なし)

- 2021 年 9 月に公表した IFRS 第 9 号「金融商品」の分類及び測定に関する適用後レビューの情報要請に対するフィードバックについて、スタッフは、回答者から得られたフィードバックは概ね肯定的であると結論づけました。
- 次フェーズで議論が予定されている主なトピック及び予定時期は以下のとおりです。
  - 契約上のキャッシュ・フロー特性（サステナビリティにリンクされた特徴を有する金融資産を含む）：2022 年 4 月から 5 月
  - ビジネスモデルの評価、資本性金融商品、その他包括利益（OCI）、契約上のキャッシュ・フローの条件変更、償却原価と実効金利法：2022 年第 2 四半期から第 3 四半期
- IASB は、2022 年下半期に減損の適用後レビューを開始する予定です。

#### ■ [基本財務諸表](#)

(暫定決定事項あり)

- 公開草案で提案された純損益計算書に含まれる区分に影響する「主要な事業活動」について、主要な事業活動の過程で、企業が保有する他の資源とは独立して、個別かつ大部分が収益を生み出す資産に投資する企業の表示について、追加的なガイダンスを提供することを決定しました。
- 公開草案で提案された「経営者業績指標」について、経営者業績指標に関する情報を単一の注記で開示することを確認しました。
- また、他の文書を参照することによって、経営者業績指標に関する情報を財務諸表に含めることとする要求事項（他の文書への相互参照を禁止するという要求事項等）を開発しないことを決定しました。IFRS 基準の開示に関する要求事項において、何も記載されていない場合には他の文書への相互参照はできず、特別に他の文書への相互参照を認める場合にのみ IFRS 基準に相互参照を認める旨が明記されています。一般的な実務では、IFRS 基準で明確に認められる場合にのみ他の文書への参照を行っていることから、わざわざ禁止を明文化する必要がないことが背景です。

#### ■ [共通支配下の企業結合](#)

(暫定決定事項あり)

- IASB は、リサーチ・プロジェクトの一環として 2020 年 11 月に公表したディスカッション・ペーパーへのコメントを受けて、プロジェクト全体の目的に関するフィードバックについて検討しました。
- 検討の結果、プロジェクトの目的をプロジェクトのステージを反映するように更新すること、移転先企業の財務報告利用者に重点を置くこと、プロジェクトの対象範囲を他のトピックに拡大しないことを決定しました。

#### ■ [第 3 次アジェンダ協議](#)

(暫定決定事項あり)

- IASB は、以下含むプロジェクト（全 7 つのプロジェクトがあるため詳細は下記議事録をご覧ください。）を今後の会議で議論するための候補リストに入れることを暫定的に決定しました。
  - 気候関連リスク
  - 暗号通貨及び関連取引
  - 無形資産

詳細なアジェンダは[こちら](#)

スタッフ・ペーパーは[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

IASB による当会議の議事録（IASB Update）は、[こちら](#)（IASB のウェブサイト）

ASBJ による IASB Update の日本語訳は、[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

(2022年3月21日)

[【IFRS IC】2022年3月のIFRS 解釈指針委員会会議の議事メモ \(DTT 作成\) が掲載されました。](#)

2022年3月15日から16日にかけて開催された当会議では、以下を含むトピックが議論されました（詳細はIFRIC Updateをご覧ください）。

<委員会の暫定的なアジェンダ決定>

■ [年金契約グループに基づく保険カバーの移転 \(IFRS 第17号「保険契約」\)](#)

- ある期間において、生存時に年金が支払われる場合、当期に保険契約者が生存することで保険カバーが移転するため、企業は、契約上のサービス・マージンのうち、当期の純損益に認識すべき金額をどのように決定するか、要望書において示された2つの方法がIFRS 第17号 B119 項の原則を満たすのかが質問されました。
- IFRS 第17号では、「契約に基づいて提供される給付の量」をどのように決定するか規定しておらず、企業はIFRS 第17号 B119 項の原則を満たすように各期に提供された保険契約サービスを反映してカバー単位を配分する必要があります。委員会において検討した結果、方法1は、IFRS17号 B119 項の原則を満たし、方法2は、IFRS 第17号 B119 項の原則を満たさないと結論付けました。
- 委員会は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項が要望書に記載された会計処理を決定するための基礎を提供していると結論を下し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定決定しました。

■ [貸手のリース料免除 \(IFRS 第9号「金融商品」及びIFRS 第16号「リース」\)](#)

- 特定の賃料減免は、リース契約の唯一の変更点が、当該契約に基づいて借手から受け取るべきリース料を貸手が放棄することであるというものである賃料減免の会計処理について、要望書で質問がありました。
- 委員会は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項が要望書に記載された会計処理を決定するための基礎を提供していると結論を下し、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定決定しました。

■ [特別買収目的会社 \(SPAC\) : 公開株式の金融負債又は資本への分類 \(IAS 第32号「金融商品：表示」\)](#)

- 特別買収目的会社 (SPAC) が発行した株式の金融負債又は資本への分類に関してのIAS 第32号の適用に関して、要望書で質問がありました。
- 委員会は、要望書に記載された事項は、単独では、IASB 又は委員会が費用対効果の高い方法で対処するには狭すぎると結論を下しました。
- その代わりに、IASB はこの事項を資本の特徴を有する金融商品プロジェクトにおけるより幅広い議論の一部として考慮すべきであるとし、これらの理由により、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定決定しました。

■ [特別買収目的会社 \(SPAC\) : 取得時のワラントの会計処理 \(IAS 第32号「金融商品：表示」\)](#)

- 企業による特別買収目的会社 (SPAC) の取得に関して、取得時のワラントをどのように会計処理するのかについて、要望書で質問がありました。
- 委員会は、IFRS 会計基準における諸原則及び要求事項が、議論された事実パターンにおいて、SPAC の取得時のワラントの会計処理方法を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下しました。
- 委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを暫定決定しました。

<審議会の検討を求めるアジェンダ決定>

■ [第三者との契約から生じた用途制限のある要求払預金 \(IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」\)](#)

- 2021年9月のIFRIC Update で公表した暫定的なアジェンダ決定に対するフィードバックを検討しました。
- 委員会は、要求払預金が第三者と合意された契約上の用途制限の対象となっている場合に、企業はその要求払預金をキャッシュ・フロー計算書及び財政状態計算書において現金及び現金同等物の構成要素として含めるのかどうかについて、アジェンダ決定について結論に至りました。
- このアジェンダ決定は2022年4月のIASB 会議で検討する予定です。

詳細なアジェンダは[こちら](#)  
スタッフ・ペーパーは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)

IASB による当会議の議事録 (IFRIC Update) は、[こちら](#) (IASB のウェブサイト)  
ASBJ による IFRIC Update の日本語訳は、[こちら](#) (ASBJ のウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆ワーク・プラン

(2022 年 3 月 28 日)

[【IASB】IASB がワーク・プランを更新しました — 変更点の分析 \(2022 年 3 月の会議\)](#)

2022 年 3 月の IASB 会議の結果を受けて、ワーク・プランが変更されました。

< 主な変更点 >

- リサーチ・プロジェクト
  - 動的リスク管理：プロジェクトの方向性の決定が 2022 年 5 月に予定されています（以前は 2022 年第 2 四半期）。
  - 持分法：プロジェクトの方向性の決定が 2022 年 3 月に予定されていましたが、プロジェクトは会議で議論されず、期日が削除されました。
  - IFRS 第 9 号の適用後レビュー：2022 年 3 月の IASB 会議で情報要請のフィードバックが議論されました。フィードバック・ステートメントが 2022 年下半年に公表される予定です。

ワーク・プランは[こちら](#) (IASB のウェブサイト)  
掲載記事の日本語訳は[こちら](#) (トーマツのウェブサイト)

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆コンバージェンス

(2022 年 3 月 30 日)

[【ASBJ】現在開発中の会計基準に関する今後の計画が改訂されました。](#)

ASBJ は、日本基準及び修正国際基準 (IFRS と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) の開発に関する検討状況、及び今後の計画の改訂を公表しました。

< 主な改訂点 >

- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」に関する発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022 年 3 月 15 日に、実務対応報告公開草案第 63 号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い (案)」(コメント期限：2022 年 6 月 8 日) を公表したことが追加されました。
- 資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022 年 3 月 15 日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(コメント期限：2022 年 6 月 8 日) を公表したことが追加されました。
- 金利指標改革に起因する会計上の問題について、削除されました。



改訂された今後の計画は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

（2022 年 3 月 11 日）

[【ASBJ】第 44 回基準諮問会議の議事概要が公表されました。](#)

ASBJ は、3 月 2 日に開催された第 44 回基準諮問会議の議事概要を公表しました。

審議の中では以下を含む意見が聞かれました。詳細はリンク先議事要旨をご参照ください。

- ASBJ の最近の活動状況
  - 金融商品（減損）
    - 「比較可能性を損なわない程度で我が国の固有の事情を考慮して開発を行う」とされていることについて、どのような状態であれば比較可能性が担保されていると考えるかを明確にしておいた方が良い。
    - 適用事例については、欧米の金融機関の分析も有効であるが、我が国の企業の SEC の年次報告における IFRS 基準や米国会計基準の減損の実例なども参考になるのではないか。
  - 金利指標改革に起因する会計上の問題
    - 2023 年 6 月のドル LIBOR の廃止を見据え、今後のマーケットの動向を注視する。
- サステナビリティ報告に関する動向等
  - 企業会計基準委員会（ASBJ）とサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の連携
    - 両者の連携は必要であり、相互に矛盾がないように基準開発を行うこと、両方の領域に精通した方が少なく、十分にコミュニケーションをとって両者の整合性をとる必要がある。

ASBJ の最近の活動状況についての議事要旨は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

サステナビリティ報告に関する動向等の議事要旨は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

## ◆その他

（2022 年 3 月 17 日）

[【ASBJ】改正実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」が公表されました。](#)

ASBJ は、2020 年 9 月 29 日に公表した実務対応報告第 40 号「LIBOR を参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について、金利指標置換後の会計処理に関する適用期間の延長等を含む内容が含まれた改正実務対応報告を公表しました。なお、本実務対応報告の公表時点で、米ドル建 LIBOR 及びそれ以外の通貨建ての LIBOR に関する不確実性が完全になくなったということではないため、金利指標置換後の取扱いについて再度の確認を行う時期を 1 年後に限定せず、将来必要な場合には改めて確認を行うこととしています。

本実務対応報告の概要等は[こちら](#)（ASBJ のウェブサイト）

[今月の記事一覧へ](#)

< 凡例 >

略称	正式名称
AAOIFI	イスラム金融機関会計監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institution)
AASB	オーストラリア会計基準審議会 (Australian Accounting Standards Board)
ABAF	ベルギー財務アナリスト協会 (Association Belge des Analystes Financiers)
Accountancy Europe	欧州会計士連盟 (Accountancy Europe)
AcSB	カナダ会計基準審議会 (Canadian Accounting Standards Board)
AIAF	イタリア金融アナリスト・コンサルタント協会 (Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari)
AICPA	米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants)
ANC	フランス国家会計基準局 (Autorité des Normes Comptables)
AOSSG	アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (Asian-Oceanian Standard Setters Group)
ARC	会計規制委員会 (Accounting Regulatory Committee)
ASAF	会計基準アドバイザー・フォーラム (Accounting Standards Advisory Forum)
ASBJ	企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan)
ASCG	ドイツ会計基準委員会 (Accounting Standards Committee of Germany)
BCBS	バーゼル銀行監督委員会 (Basel Committee on Banking Supervision)
BEIS	英国ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (UK Department for Business, Energy and Industrial Strategy)
BIS	国際決済銀行 (Bank for International Settlements)
CAQ	監査品質センター (Center for Audit Quality)
CDP	気候開示プロジェクト (Carbon Disclosure Project)
CDSB	気候変動開示基準委員会 (Climate Disclosure Standards Board)
CFA	CFA 協会認定証券アナリスト (Chartered Financial Analyst)
CMAC	資本市場諮問委員会 (Capital Market Advisory Committee)
DPOC	デュープロセス監視委員会 (Due Process Oversight Committee)
DTT (又は) デロイト (※)	デロイト トウシュ トーマツ (Deloitte Touche Tohmatsu)
EAA	欧州会計学会 (European Accounting Association)
EBA	欧州銀行監督機構 (European Banking Authority)
EC	欧州委員会 (European Commission)
ECB	欧州中央銀行 (European Central Bank)
ECON	経済通貨委員会 (Committee on Economic and Monetary Affairs)
EDTF	開示強化タスクフォース (Enhanced Disclosure Task Force)
EEG	新興経済グループ (Emerging Economic Group)
EFFAS	欧州証券アナリスト協会連合会 (European Federation of Financial Analysts Societies)
EFRAG	欧州財務報告諮問グループ (European Financial Reporting Advisory Group)
EIOPA	欧州保険・年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority)
ESAs	欧州監督機構 (European Supervisory Authorities)

ESMA	欧州証券市場監督局 (European Securities and Markets Authority)
ESRB	欧州システミック・リスク理事会 (European Systemic Risk Board)
FAP	タイ会計士連盟 (Federation of Accounting Professions)
FASB	財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board)
FCA	金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority)
FDIC	米連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation)
FinREC	財務報告執行委員会 (Financial Reporting Executive Committee)
FRB	連邦準備制度理事会 (Board of Governors of the Federal Reserve System)
FRC	英国財務報告評議会 (Financial Reporting Council)
FSA	金融庁 (Financial Services Agency)
FSB	金融安定理事会 (Financial Stability Board)
FSI	金融安定研究所 (Financial Stability Institute)
GPF	世界作成者フォーラム (Global Preparers Forum)
GPPC	6大会計事務所ネットワークによるグローバル・パブリック・ポリシー委員会 (Global Public Policy Committee)
GRI	グローバル・レポーティング・イニシアティブ (Global Reporting Initiative)
HKICPA	香港会計士協会 (Hong Kong Institute of CPAs)
IAASB	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board)
IAIS	保険監督者国際機構 (International Association of Insurance Supervisors)
IASB	国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)
IBA	ICE ベンチマーク・アドミニストレーション (ICE Benchmark Administration)
ICAEW	イングランド・ウェールズ勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants in England and Wales)
ICAI	インド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accountants of India)
ICAS	スコットランド勅許会計士協会 (Institute of Chartered Accounting of Scotland)
ICE	インターコンチネンタル取引所 (Intercontinental Exchange)
ICPAK	ケニア公認会計士協会 (Institute of Certified Public Accountants of Kenya)
IFAC	国際会計士連盟 (International Federation of Accountants)
IFASS	会計基準設定主体国際フォーラム (International Forum of Accounting Standard Setters)
IFIAR	監査監督機関国際フォーラム (International Forum of Independent Audit Regulators)
IFRS Advisory Council	IFRS 諮問会議 (IFRS Advisory Council)
IFRS Foundation	IFRS 財団 (IFRS Foundation)
IFRS Foundation Trustees	IFRS 財団の評議員会 (IFRS Foundation Trustees)
IFRS IC	IFRS 解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee)
IIGCC	気候変動に関する機関投資家グループ (Institutional Investors Group on Climate Change)
IIRC	国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council)
IOSCO	証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions)
IPTF	国際実務タスクフォース (International Practices Task Force)
ISAR	国際会計・報告基準専門家政府間作業部会 (Intergovernmental Working Group of Experts on International Standards of Accounting and Reporting)
ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)

IVSC	国際評価基準審議会 (International Valuation Standards Council)
JICPA	日本公認会計士協会 (Japanese Institute of Certified Public Accountants)
KASB	韓国会計基準委員会 (Korea Accounting Standards Board)
MASB	マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)
NCUA	全米信用組合管理機構 (National Credit Union Administration)
OCC	米通貨監督庁 (Office of the Comptroller of the Currency)
OIC	イタリア会計基準設定主体 (Organismo Italiano di Contabilità)
PAFA	汎アフリカ会計士協会 (Pan African Federation of Accountants)
PIOB	公益監視委員会 (Public Interest Oversight Board)
PRA	英国健全性監督機構 (Prudential Regulatory Authority)
SASB	米国サステナビリティ会計基準審議会 (Sustainability Accounting Standards Board)
SPAC	特別買収目的会社 (Special Purpose Acquisition Companies)
SSBJ	サステナビリティ基準委員会 (Sustainability Standards Board of Japan)
TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate related Financial Disclosures)
TNFD	自然関連財務情報タスクフォース (Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)
UKEB	英国エンドースメント審議会 (UK Endorsement Board)
UNCTAD	国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development)
UNEP FI	国連環境計画・金融イニシアティブ (United Nations Environment Programme Finance Initiative)
VRF	価値報告財団 (Value Reporting Foundation)
WEF	世界経済フォーラム (World Economic Forum)
WSS	世界会計基準設定主体 (World Standard-setters)

※ 「DTT (又は) デロイト」は、有限責任監査法人トーマツを含むデロイトのグローバルネットワーク組織を意味するものであり、「トーマツ」は有限責任監査法人トーマツのみを意味しています。

### <お問い合わせ先>

有限責任監査法人トーマツ

金融インダストリーグループ

坂田響 ([kyo.sakata@tohatsu.co.jp](mailto:kyo.sakata@tohatsu.co.jp))、小口敬 ([kei1.oguchi@tohatsu.co.jp](mailto:kei1.oguchi@tohatsu.co.jp))、

谷口智哉 ([toshiya.taniguchi@tohatsu.co.jp](mailto:toshiya.taniguchi@tohatsu.co.jp))



デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト・ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接また間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。